

平成14年5月1日

金融庁長官
森 昭 治 殿

千葉商銀信用組合

金融整理管財人 中 村 嘉 秀



金融整理管財人 前 田 博 之



「業務及び財産の状況等に関する報告」及び
「経営に関する計画」の提出について

当組合の業務につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚くお礼申し上げます。さて、預金保険法第80条の規程に基づき、標記について別紙の書類を提出いたします。

〔提出書類内容目次〕
別紙目次のとおり

以 上

目 次

	頁
1. 業務及び財産の状況等に関する報告	1～6
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1～3
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1～2
① 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
② 経営破綻に至った経緯	1～2
③ 破綻に至った要因	2
(3) 管理を命ずる処分までの状況	2～3
① 資本の状況	2
② 自己資本回復の断念	3
2. 業務及び財産の状況について	3～6
(1) 与信業務	3
(2) 預金業務	3～4
(3) 投資等業務	4
① 投資有価証券	4
② 商品有価証券	4
(4) 固定資産の状況	5
(5) 不良債権の状況	5
(6) 関係会社の状況	5
3. 事業譲渡等の見込みについて	6
(1) 基本方針	6
① 早期譲渡	6
② 優良な顧客基盤・資産の維持	6
③ 経費の削減	6
④ 業域金融機能の維持	6
⑤ 内部管理体制の整備	6
⑥ 責任追及体制の整備	6
(2) 具体的施策	6
(3) 事業譲渡の見込み	6

Ⅱ. 経営に関する計画	7～11
1. 経営に関する計画の基本方針	7～9
(1) 円滑な事業譲渡の早期実施	7
(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	7
(3) 公的費用の極小化	7
(4) 地域経済への配慮	7
(5) 内部管理体制の確立	7
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	8
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	8～9
(1) 基本運営方針	8
(2) 管財人会議・業務運営会議の設置	8
(3) 個別業務運営方針	8～9
① 与信業務運営方針	8～9
② 資金調達業務運営方針	9
③ 投資業務運営方針	9
④ 経費運営方針	9
⑤ その他の業務運営方針	9
3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	10～11
(1) 経営責任の明確化	10
① 旧経営陣の辞任等	10
② 役員退職慰労金	10
(2) 経費の削減	10
① 人員及び人件費の削減	10
② 物件費の削減	10
(3) 店舗統廃合	11
(4) 保有資産の処分	11
(5) 内部管理体制の整備	11
(6) 関係会社の整理	11
(7) 不良債権の回収強化	11
4. 法令等の遵守	11
5. 預金保険法第83条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備等	11

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1) はじめに

当組合は、平成14年1月18日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申出を行いました。

これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成14年1月18日に選任されてから直ちに開始いたしました。が、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査をすすめており、これらにつきましても後日、より明らかにできるものと考えております。

(2) 経営破綻の原因

① 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和38年2月に地域内の韓国人および在日同胞を主とした中小零細企業の経済活動の支援を目的に設立され、現在に至っております。

営業地域については、千葉県一円とし、店舗は千葉市に本店を配し、船橋市に1店舗、柏市に1店舗の計3店舗で営業しております。

営業体制については、営業地区内の各店舗において組合員である上記中小零細事業者等に対する預金・融資業務を中心に地域経済の発展に寄与すべく事業展開を図ってまいりました。

当組合は健全経営を目指し、資産内容の健全化に一貫して努めるとともに、人件費を含めた経費の削減に努めてまいりましたが、長引く不況による取引先の事業悪化等から、多額の償却・引当額の増加により自己資本の減少を招いており、経営改善を進めることとしておりました。

② 経営破綻に至った経緯

平成12年3月末を基準日として実施されました当局検査の結果を踏まえ、平成13年3月末を基準日とした自己査定を厳正に見直したところ、担保評価や保証人からの回収可能額の検討が不十分であったこと等から、323百万円の追加償却・引当が必要となり、自己資本比率も5.28%から2.14%に下方修正致しました。

このため、平成13年10月に早期是正措置第1区分の命令を受け経営改善計画を策

定し、改善を図ることとしておりましたが、経営改善計画の柱である増資計画の達成が困難な状況となったことに加え、債務者の状況に変化が見られたことから平成13年11月末を仮基準日として自己査定を行ったところ、債務者の延滞の長期化による債務者区分の変更や保証人等からの回収不能額が認められ、更に780百万円の追加償却・引当が必要となり、そのため2,460百万円の償却・引当額の計上を余儀なくされ、結果▲944百万円の債務超過に陥り、経営改善計画の達成による改善や、多額な債務超過額であることから更なる自己資本充実策による改善も不可能との判断に至りました。

③ 破綻に至った要因

当組合はサービス業、不動産業、卸売・小売業、飲食店等の特定業種に対する融資が約7割以上を占めていますが、長期不況により売上減少や過当競争の影響を強く受けこれらの業種を中心にして、平成13年4月以降融資先の業績に急激な悪化が見られ平成13年11月末現在で実施した自己査定において不良債権が大幅に増加いたしました。

特に業績の悪化が顕著でありましたのは、業種別にはパチンコ店経営、産業廃棄物処理業、金融業、スクラップ業、廃品回収業等であり、債務者区分が悪化した先数は39先と全融資先の10%を超える状況となりました。

また、1先50百万円以上の大口与信額は総与信額の7割を超えるなど大口偏重が見られ、これら先に対する、同じく平成13年11月現在の自己査定において、債務者区分が悪化したのは14先（大口与信先の約16%）と、平成13年4月以降、業績の悪化した大口与信先が大幅に増加し、これらの要因により、金額では780百万円の大幅な追加償却・引当を要することとなりました。

このように、当組合は、特定業種並びに大口先に対する融資偏重があった事から、これら特定先の業績悪化に耐えられるだけの体力も無く、経営に与える影響はきわめて甚大なものであり、この面においてリスク管理がきわめて不十分であったと考えます。

また、日常業務運営において、民族系金融機関の特殊性もあり、安易な融資取り上げや条件変更、保証能力を超えた保証人依存などが見られ、総じて審査管理面の甘さが指摘されます。

(3) 管理を命ずる処分までの状況

① 資本の状況

当組合は、平成12年3月期決算を6月23日に発表した後、9月に平成12年3月末を基準とする財務局による検査を受検しました。13年3月期決算においては、当局検査を踏まえた自己査定を実施し、その結果自己資本比率は5.28%と公表しました。

その後、この検査結果通知(平成13年5月10日付)を踏まえ再度13年3月末現在の自己査定を厳正に見直したところ、自己資本比率は5.28%から2.14%に低下し自己資本の減少を招いておりました。

② 自己資本回復の断念

自己資本比率が2.14%に低下し早期是正措置第1区分の発動を受けましたことから、増資計画を柱とする経営改善計画を策定しましたが、増資予定先の状況も芳しくなく、この達成が困難な状況となり、前述の如く平成13年11月末日を仮基準日とした自己査定において780百万円の追加引当が必要となり、これを実施した場合には944百万円の大幅な債務超過に陥ることが判明しましたことから、経営改善計画による改善の達成や、多額な債務超過額であることから更なる自己資本充実策による改善も不可能との判断に至り、自力再建は断念をせざるを得ませんでした。

よって、かかる判断のもと、平成14年1月18日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

2. 業務及び財産の状況について

(1) 与信業務

当組合の与信業務については、主要業種であるサービス業が3割、卸売・小売業、飲食業及び不動産業がそれぞれ2割と、特定業種への比率が高く、中小零細企業者全体では7割を超え、個人への融資は2割となっております。

<貸出残高推移> 店舗数：3店 (単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		(参考) 業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	11,754	100.0	12,207	100.0	11,904	100.0	10,470	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	9,248	78.6	9,450	77.4	9,199	77.3	7,849	75.0	29,059	67.7
うち個人	2,212	18.9	2,428	19.9	2,348	19.7	2,268	21.6	13,325	31.0
うちその他	293	2.5	328	2.7	355	3.0	352	3.4	543	1.3

うちその他には、地方公共団体が含まれる。

(2) 預金業務

当組合の預金業務については、個人貯蓄資金としての定期性預金が多く、総預金に占める比率も高くなっています。

営業地区内の各店舗において組合員である上記中小零細事業者、地域内の韓国人および在日同胞を主とした中小零細企業者やその家族、従業員、知人を主たる取引先とした営業活動を展開して参りました。

<預金残高推移> 店舗数：3店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		(参考) 業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	19,421	100.0	18,994	100.0	14,253	100.0	12,169	100.0	65,732	100.0
うち変払性預金	1,923	9.9	1,648	8.7	1,384	9.7	1,506	12.4	11,148	17.0
うち定期性預金	17,497	90.1	17,346	91.3	12,869	90.3	10,662	87.6	54,582	83.0

(うち個人預金)	11,882	61.2	11,771	62.0	11,287	79.2	9,232	75.9	52,367	79.7
(うち法人預金)	2,096	10.8	2,130	11.2	2,166	15.2	2,087	17.1	11,118	16.9
(うちその他)	5,443	28.0	5,093	26.8	797	5.6	850	7.0	2,247	3.4

うちその他には、公金預金、金融機関預金が含まれる。

(3) 投資等業務

① 投資有価証券

投資有価証券につきましては、総資金量に占める割合は小さく、これまでも多額の運用はしておりません。なお、破綻公表後は新たな購入は一切なく、預金流出の原資として保有分の売却を逐次進めて参ります。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成11年3月末の詳細損益
投資有価証券	66	76	86	3
国債・地方債	54	66	76	3
社債	10	10	10	0
株式	1	0	0	0
その他	-	-	-	-
貸付有価証券	-	-	-	-

② 商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産）の状況は以下のとおりです。

<固定資産の状況> (平成13年3月末現在) (単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿 価 取得価格	簿 価 償 却 後
事業用 不動産	1	397	180	▲216	1	204	56

(5) 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況> (単位：百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残 高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残 高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残 高	貸出金 に占め る割合
破 綻 先 債 権	725	6.1	622	5.9	1,163	2.3
延 滞 債 権	2,446	20.5	3,005	28.7	4,402	8.8
3ヵ月以上延滞債権	483	4.1	64	0.6	195	0.4
貸出条件緩和債権	432	3.6	1,173	11.2	2,239	4.5
合 計	4,087	34.3	4,867	46.5	7,999	15.9

<金融再生法の開示債権> (単位：百万円、%)

区 分	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均 (平成13年3月期)	
	金額	債権に占 める割合	金額	債権に占 める割合	金額	債権の占 める割合
破産更生債権等	2,026	14.6	2,224	5.1	3,311	6.3
危 険 債 権	1,388	10.0	1,470	3.4	2,510	4.7
要 管 理 債 権	935	6.7	1,419	3.3	2,382	4.5
正 常 債 権	9,570	68.7	38,241	88.2	44,817	84.5
合 計	13,919	100.0	43,360	100.0	53,020	100.0

(6) 関係会社の状況

当組合は、関係会社がありません。

3. 事業譲渡等の見込みについて

(1) 基本方針

① 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

② 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

③ 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

④ 金融機能の維持

当組合の営業地区において、引き続き中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

⑤ 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

⑥ 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

(3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、14年2月8日横浜商銀信用組合と基本合意に至り、14年3月8日には事業譲渡契約を締結しており、善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、同組合へ早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。

以上